

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 19 号

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員貸与品貸与規則（平成18年鹿屋市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表財政課の項を次のように改める。

財政課	工事検査の業務に従事する職員	ゴム長靴	1	5	
		雨衣	1	5	
		安全靴	1	5	
		ヘルメット	1	5	

別表財政課の項の次に次のように加える。

財産管理 活用課	共用車の管理及び整備に従事する職員	空調服	1	3	
-------------	-------------------	-----	---	---	--

別表林務水産課の項の次に次のように加える。

ふるさと P R 課	霧島ヶ丘公園の管理及び維持補修に従事する職員	作業服上下（夏用）	1	1	
		作業服上下（冬用）	1	2	
		ゴム長靴	1	1	
		雨衣	1	1	
		安全靴	1	3	
		ヘルメット	1	5	

別表都市政策課の項を次のように改める。

都市政策 課	公園等の新設及び維持補修に従事する職員	ゴム長靴	1	5	
		雨衣	1	5	
		ヘルメット	1	5	

別表教育総務課の項を次のように改める。

教育総務 課	学校施設・設備等の新設及び維持補修に従事する職員	ゴム長靴	1	5	
		雨衣	1	5	
		安全靴	1	5	
		ヘルメット	1	5	
	学校施設・設備	作業服上下（夏用）	1	1	

	の営繕の作業に従事する職員	作業服上下（冬用）	1	2	
		安全靴	1	3	
		ヘルメット	1	5	
		空調服	1	3	
	学校敷地内及び 周辺の植栽、除 草等の作業に従 事する職員	空調服	1	3	

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。